

# 国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ(第17回)

平成23年2月3日(木) 午後4時  
日本証券業協会 第1会議室

## 議 題

1. 約定照合分科会での検討状況について
  - (1) 約定照合分科会での検討(資料1)
  - (2) Webサービスを利用したデータ授受
  
2. 相対ネッティング照合分科会での検討状況について
  - (1) 相対ネッティング照合分科会での検討(資料2-1)
  - (2) 集約方式の異額面ネッティングにおける論点(資料2-2)
  
3. 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン改訂案」及び「約定照合及び相対ネッティング照合の実務に関する取扱指針(案)」の検討・各社からの意見について(資料3)
  
4. その他(今後の予定)(資料4)

以 上

## 約定照合分科会（1月21日開催）

## 1. 「中間報告書」以降の積み残し事項

- 約定データやネットィング照合通知データの授受に関する検討（データ授受手段の検討）
- 標準化された約定データフォーマットの取扱い（ガイドラインか実務指針か）
- 送信済の約定データの訂正方法
- 約定照合データフォーマットのサンプル

## 2. データ授受手段の検討

## (1) 売買報告データ・コピー機能

- バイサイドの利用ニーズを確認中。  
—— セルサイドのニーズは確認済。

## &lt;信託銀行意見&gt;

- 信託銀行では、直接売報データの受信を行っており、現状においては同一内容である売報データのコピーについて新たな受信等のニーズは特段ありません。

## (2) Web サービス

- サービス概要をベンダーより説明。

## &lt;信託銀行意見&gt;

- 短縮化の検討においては、今後の約定照合の主流が三者間センタマッチングを進めるべきであるとの認識です。当面の暫定対応の位置づけであるWebサービスについては、費用面で納得感のある料金水準であること、ユーザー（バイサイド、セルサイド）のリスク管理上問題のないセキュアな仕組みであることを前提に、利用ニーズに対応するとの考えです（ベンダー説明を受けて引き続き検討）。

### 3. 約定データフォーマットの取扱い

- 実務指針に記載する。
- 各データ項目の表示方法等について、分科会メンバーから出されている意見に対しては、信託銀行サイドで今後検討する。

#### <信託銀行意見>

- ▶ 売買報告データ等の授受について、標準的なスケジュールの事例追加は現時点では不要と考えます。なお、運用指図データ・売報データが（中間報告書の整理どおり）基本的に日中逐次に送信されるとともに、後続事務への影響も考慮し想定時限（15時）間近に集中して送信することなく、早めに送信されることが重要と考えます。

### 4. 送信済の約定データの訂正方法

#### <信託銀行意見>

- ▶ バック照合作業効率化（時間短縮）、円滑な処理の観点で、訂正等による照合ミス等の影響を軽微なものとするためには、原則、約定データ（正）のセルサイドからの送信は1日1回とすることが望ましいと考えます。
- ▶ 送信後に訂正が発生した場合、以下の運営を想定しています。
  - ① セルサイドから取消の連絡（電話）をしていただく。
  - ② 訂正の約定データのみファイルを送信頂く（取り消し・訂正約定と同一の取引番号を設定）。

### 5. データサンプル

- 別紙御参照

以 上

◆CSV形式にするのかExcel形式にするのか(統一するのかもしれないのかも含めて)2011年1月以降の分科会で決定する。

【CSV形式】 ※Excel形式の場合には別途定義要。

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」)、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	スタート日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のスタート受渡日	◎	20091204	
8	エンド日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のエンド受渡日	◎	20091207	
9	取引種類	4	英字	—	xxxx	「NRST」固定。(現先スタートの意)	◎	NRST	
10	売買コード	4	英字	—	xxxx	買現先/売現先を識別する区分 "BUYI"(買現先) "SELL"(売現先)	◎	BUYI	
11	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
12	銘柄名称	—	漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	国庫短期証券69回	
13	額面	—	数字	円	9---9	該当取引の決済額面(正数で表示)	◎	5000000000	頭ゼロ埋めなし
14	現先レート	—	数字	%	999.9999999	該当取引の現先レート	◎	0.11	頭ゼロ埋めなし
15	単価(スタート)	—	数字	円	999.9999999	該当取引のスタート単価	◎	99.963	頭ゼロ埋めなし
16	精算金額(スタート)	—	数字	円	9---9	該当取引のスタート決済金額	◎	4998150000	頭ゼロ埋めなし
17	経過利子額(スタート)	—	数字	円	9---9	該当取引のスタート経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
18	単価(エンド)	—	数字	円	999.9999999	該当取引のエンド単価	◎	99.9639038	頭ゼロ埋めなし
19	精算金額(エンド)	—	数字	円	9---9	該当取引のエンド決済金額	◎	4998195190	頭ゼロ埋めなし
20	経過利子額(エンド)	—	数字	円	9---9	該当取引のエンド経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
21	債券形態	—	—	—	—	—	▲		
22	約定時間	4	数字	—	9999	約定時間を照合する場合に設定。指定なしの場合には「0000」を設定。	◎	1000	
23	スタート時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1300	
24	エンド時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	0000	
25	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
26	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカクジョウブン	

◆CSV形式にするのかExcel形式にするのか(統一するのかもしれないのかも含めて)2011年1月以降の分科会で決定する。

【CSV形式】 ※Excel形式の場合には別途定義要。

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」)、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	スタート日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のスタート受渡日	◎	20091203	
8	エンド日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のエンド受渡日	◎	20091204	
9	取引種類	4	英字	—	xxxx	「RPST」固定。(レポスタートの意)	◎	RPST	
10	売買コード	4	英字	—	xxxx	レポ/リバースレポを識別する区分 "BUY"(リバースレポ)、“SELL”(レポ)	◎	BUYI	
11	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
12	銘柄名称	—	漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	国庫短期証券69回	
13	額面	—	数字	円	9---9	該当取引の決済額面(正数で表示)	◎	8500000000	頭ゼロ埋めなし
14	利含み時価	—	数字	円	999.999	当該取引の利含み時価	▲	99.963	頭ゼロ埋めなし
15	基準価格	—	数字	円	9---9	該当取引のスタート約定金額	◎	8855829788	頭ゼロ埋めなし
16	経過利息	—	数字	円	9---9	該当取引のスタート経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
17	基準担保金率	—	数字	%	999.9999999	該当取引に適用する基準担保金率	◎	100	頭ゼロ埋めなし
18	担保金額	—	数字	円	9---9	該当取引のスタート決済金額	◎	8855829788	頭ゼロ埋めなし
19	担保金利率	—	数字	%	999.9999999	該当取引に適用する担保金利率	◎	0.16	頭ゼロ埋めなし
20	金利	—	数字	円	9---9	該当取引の付与金利額	◎	38820	頭ゼロ埋めなし
21	貸借料率	—	数字	%	999.9999999	該当取引の貸借料率	◎	0.01	頭ゼロ埋めなし
22	貸借料	—	数字	円	9---9	該当取引の貸借料額	◎	2426	頭ゼロ埋めなし
23	担保区分	1	数字	—	9	"0"(無担) "1"(有担保/現金担保) "2"(有担保/証券担保)	◎	1	
24	債券形態	—	—	—	—	—	▲		
25	約定時間	4	数字	—	9999	約定時間を照合する場合に設定。指定なしの場合には「0000」を設定。	◎	1000	
26	スタート時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1300	
27	エンド時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	0000	
28	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
29	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカヤクジョウブン	

約定照合データ(設定例)／現先

取引業者→運用者へ送付する約定照合データの設定例(現先)

SEQ	取引業者	信託銀行ファンク NO	受託	再信託先	約定日	スタート日	エンド日	取引種類	売買コード	銘柄	銘柄名称	額面	現先レート	単価 (スタート)	精算金額 (スタート)	経過利子額 (スタート)	単価 (エンド)	精算金額 (エンド)	経過利子額 (エンド)	債券形態	約定時間	スタート時限	エンド時限	取引番号	メッセージ欄
0001	1234JPJT	5000000001			20091201	20091204	20091207	NRST	BUYI	JP17406919B9	国庫短期証券69回	5000000000	0.11	99.963	4998150000	0	99.9639038	4998195190	0	1000	1300	0000	A161740010	ツイヤクジョウブ	
0002	1234JPJT	5000000002			20091201	20091206	20091207	NRST	BUYI	JP1740391972	国庫短期証券39回	1400000000	0.11	99.966	1999320000	0	99.966302	1999326040	0	1000	0000	0000	A161740011		

取引業者→運用者へ送付する約定照合データの設定例(レボ)

SEQ	取引業者	信託銀行ファンドNO	受託	再信託先	約定日	スタート日	エンド日	取引種類	売買コード	銘柄	銘柄名称	額面	利含み時価	基準価格	経過利息	基準担保金率	担保金額	担保金利率	金利	貸借利率	貸借料	担保区分	債券形態	約定時間	スタート時限	エンド時限	取引番号	メッセージ欄
0001	1234.JPJT	5000000001			20091201	20091203	20091204	RPST	BUYI	JP17406919B9	国庫短期証券69回	8500000000	99.963	8855829788	0	100	8855829788	0.16	38820	0.01	2426	1		1000	1300	0000	A161740010	ツイヤクショウブン
0002	1234.JPJT	5000000002			20091201	20091206	20091220	RPST	SELL	JP10228719C2	利国債2年278回	1400000000	100.2910136	1404074190	80782	100	1404074190	0.15	26927	0.05	26927	1		1000	1300	1300	A161740011	

## 相対ネットィング照合分科会（1月21日開催）

## 1. 「中間報告書」以降の積み残し事項

- 1対1の異額面ネットィングに対するニーズ確認
- 集約方式の異額面ネットィングに関し、集約の結果、個別取引金額よりも大きな決済データが残るような場合の取扱い
- 照合通知データフォーマットのサンプル
- その他論点

## 2. 1対1の異額面ネットィングに対するニーズ確認

- アンケート結果（別紙1 御参照）

## &lt;信託銀行意見&gt;

- 1対1の異額面ネットィングに関するガイドラインでの標準化は不要と思われます（フェイル発生についても、現在のフェイル発生頻度\*等を前提とした場合、個別取引当事者間での協議で早期解消は可能と思われるため、ガイドライン等の改訂等による標準化は不要と考えます）。

\*22年12月 81件。取引件数233,866件の0.03%（日本銀行HP「フェイルの発生状況（12月）」）

## 3. 集約方式の異額面ネットィングに関し、集約の結果、個別取引金額よりも大きな決済データが残るような場合の取扱い

- アンケート結果（別紙1 御参照）

## &lt;信託銀行意見&gt;

- ガイドラインの改訂等によるルール化を図る場合、フェイル発生懸念時の決済データの組み合わせについては、個別取引当事者間でその都度協議することで決済が可能であり、パターン別の組み合わせルール等詳細な設定は不要と考えます。
- ガイドラインの改訂等を行う場合には、例えば「フェイル発生時には、個別取引当事者間にて、必要に応じて原取引まで遡り、フェイル解消に向けた協議を行う」といった記載が望ましいと考えます。
- 決済金額の小口化については、別紙2 御参照。



#### 4. 照合通知データフォーマットのサンプル

- 別紙3御参照。
- 各データ項目の表示方法等について、分科会メンバーから出されている意見に対しては、信託銀行サイドで今後検討する。

#### 5. その他論点

##### (1) 取り消し訂正の連絡方法への確定

- 照合通知の取り消し訂正の標準的ルールが必要か（バック照合後のデータを対象に集約・ネッティングされるのではないのでしょうか）

##### <信託銀行意見>

- ネッティング照合後の訂正等がおこる可能性は基本的にはないとの認識であり（第2回分科会で事態確認）、標準的ルールの設定は不要と考えます。

- ネッティング照合通知電子化未対応先（未対応になると思われる先 例えば取引の少ない銀行等）との取引が残る場合、標準的なタイムスケジュールで、相対ネッティング照合対応が困難かどうかの見極めを行う必要性。

##### <信託銀行意見>

- 大方の取引相手（ワーキング委員）が電子化に対応いただけるとした場合、信託の相対ネッティング照合等への影響は軽微と考えます（取引相手のうち、ごく少数のセルサイドのみがFAX等でのデータ授受を行う等、セルサイド各社の大よその対応を確認させて頂きたい）。

以 上

異額面ネットティングについて  
(アンケート結果)

## 1. 1対1の異額面ネットティングの必要性

- 昨年末に公表した「中間報告書」において、ガイドラインの改訂等により標準化を図る異額面ネットティングについては、1対1の異額面ネットティングと集約方式の異額面ネットティングを今後検討することとなりました。
- 具体的には、信託銀行からは、事務の簡便性や効率性の観点から、集約方式に絞ることが望ましいとの意見が出されていますが、取引を頻繁に行っていない市場参加者等には、1対1の異額面ネットティングのニーズがある可能性もあるため、市場参加者のニーズを確認することとされております。そこで、以下の点をご教示ください。

問1：1対1の異額面ネットティングに対するニーズはありますか。

## 1. あり

A社、H社、J社、K社

<理由>

(A社)

当社の顧客のニーズにより、1対1のネットティングを要請されることはあり得ます。

(H社)

実際のケースとしては1対1で行われることが多いと思われるが、1対複数の異額面ネットティングスキームによって網羅されるのであれば、特別に扱う必要性までは感じていない。

(J社)

前日の照合時点では、ペアオフネットティングのみを行っているが、当日の決済の状況により、異額面ネットティングを行っている実績はあるため。

(K社)

現状、システムの制約から、1対複数、複数対複数の自動ネットティング処理ができない。また、フェイルが万一発生した場合、債権債務の関係を原約定の通りに巻き戻

すことになり、複数の決済データが残っていると事務処理が煩雑になると想定している。

事前（前日まで）に、異額面ネットィングを行う場合は、差額決済履行の見極めがポイントで、原則、グロス決済としておき、決済日当日にやむをえず、1対複数、複数対複数のネットィングを実施する方が安全と考える。

## 2. なし：

B社、C社、D社、E社、F社、G社、I社、L社、M社、N社

### <理由>

（B社）

現在異額面ネットィングを行っている取引先である信託銀行各行が集約方式を要望されていることから、それ以外にニーズはないと考えます。

（C社）

決済期間短縮後の限定された処理時間のなかでは、集約方式の考え方をとるほうが合理的と思われるため。

（E社）

資料編 別紙1.（1対1のネットィングを行なう場合の処理）のケースでは、下記のようなデメリットが考えられ、当社では、1対1の異額面ネットィングに対するニーズございません。

- ・決済件数が集約方式より多くなる。
- ・集約方式より大きな差額が生じてその残高がないと決済が出来ない可能性がある。

（F社）

あくまで代行決済としての見地として、現時点でも受託顧客乃至決済相手先の異額面ネットィングのニーズは集約式である。セカンドベストとしての1対1、N対Mは慣行から排除して差し支えないものと思料。

(G社)

当事者間のポジションの有無により異額面ネットティングのニーズはありますが、1対1に限定いたしませんという意味で「なし」とさせていただきます。

(I社)

設問記載のとおり、集約方式による差額の決済のほうが、簡便かつ効率的な決済が可能なため。

(L社)

現時点では、特段個別に対応する必要性はないと考えています。

(Ma社)

- ・現在のところ、異額面ネットティングが必要となる取引形態および頻繁な売買は行っていない（行内の運用基準の上限等の制約もあり現状はない、）。
- ・現状、ネットティングを伴う取引自体が極めて少ない。集約方式・1対1のいずれであっても、事務負担に大きな違いが生じないため集約方式への統一化で差支えない。
- ・そもそも頻繁な取引がないためネットティングニーズ自体がほとんどないが、ネットティングする場合に、集約方式に絞られると事務面等の対応が必要となる可能性がある（その意味では1対1の異額面ネットティングの方にニーズあり）。
- ・現状ネットティング自体のニーズがほとんどないが、当行規模の取引量では集約するまでの取引量が発生することは考えづらく、集約方式よりも1対1での異額面ネットティング方式を利用する可能性が高い。

問2：1対1の異額面ネットティングの方式を、ガイドラインの改訂等により、標準化することは必要でしょうか。または、取引当事者が個別に協議することが適当でしょうか。

**1. ガイドラインの改訂等により標準化することが必要**

A社、H社、Ma社

<理由>

(A社)

事務効率化の観点から、極力標準化することが望ましいと思料します。

(H社)

業者間による対応のばらつきを少なくするためにはガイドラインがあった方が望ましいものと思われる。

(Ma社)

- ・標準化されないとペア付けが瞬時に判断できず、取引当事者の個別協議だと時間的にロスが発生する。
- ・事務の煩雑化回避、事務遂行の円滑化に資する（と想定される）ため、ある程度の標準化を期待したい。
- ・標準化されていたほうが利用しやすいため。

## 2. 取引当事者が個別に協議することが適当

B社、C社、D社、E社、G社、I社、J社、L社、Mb社、N社

<理由>

(B社)

問1で回答のとおり、ニーズはないと考えますので、必要な場合には取引当事者が個別に協議することでよいのではないかと考えられます。

(C社)

問1の回答のとおり。

(E社)

問1の回答のとおり。

(G社)

異額面ネットィングはガイドラインにより標準化することは必要ないと考えています。参考として記載する等はよろしいかと思います。

(I社)

1対1の異額面ネットティングに関する標準化は不要と思われます。

(フェイル発生につきましても、現在のフェイル発生頻度等を前提とした場合、個別取引当事者間での協議で早期解消は可能と思われるため、ガイドライン等の改訂等による標準化は不要と考えます)

(J社)

現状も、取引者間の合意で実行しているため、標準化の必要はない。

(L社)

個別に対応して協議することは妨げるべきではないと考えます。

(Mb社)

・ガイドラインによる標準化により、取引規模(件数・金額)の小さな当事者間の決済も制約されてしまう可能性がある。

取引規模(件数・金額)が大きく、ポジションが大きく傾く恐れがある場合に、当事者が個別協議を行い、ペア付けによる決済金額を抑える対応がベターである。

・発生は稀であり、発生する場合には、様々な理由、ケースが想定されるため。

### 3. その他

F社、K社

<理由>

(F社)

1対1、N対Mを慣行(ガイドライン)として残すことはシステム負担に繋がり不味。集約式に一本化すべきものと思料。

(K社)

異額面ネットティングはあくまで異例処理であり、標準化になじまないと考える。

※なお、標準化が必要であると判断された場合には、その方法（ペア付けの方法）については、「中間報告書」において、下記のとおりとすることが適当とされています。

- ・額面金額をキーとして、額面金額の高いものから順にペア付けを行う。
- ・額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の高いものから順にペア付けを行う。

## 2. 集約方式における決済金額の小口化

- 集約方式（同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式）の異額面ネットティングについては、同一銘柄の取引はすべて異額面ネットティングの対象となるため、ペア付け方法のルール化は原則不要であることが確認されています。
- 一方、集約の結果、個別取引金額よりも大きな決済データが残るような場合には、決済金額の小口化の趣旨を踏まえた対応が必要であるとの認識が共有されたところであります。そこで、以下の点をご教示ください。

問3：集約の結果、個別取引金額よりも大きな決済データが残るような場合の対応を、ガイドラインの改訂等により、ルール化することは必要でしょうか。または、取引当事者が個別に協議することが適当でしょうか。

### 1. ガイドラインの改訂等によりルール化することが必要

A社、D社、F社、M a社

<理由>

(A社)

事務効率化の観点から、ルール化することが望ましいと思料します。

(F社)

市場参加者の統ルールとして各社平仄の取れたシステム対応をする上でも協会の統ルール明文化は必須であるものと思料。

(M a社)

- ・ルール化したほうが、瞬時に判断が可能であり、かつ事故を防げる可能性が高い。

- ・ 決済業務においては、当事者間で共通ルールの枠内で処理することが肝要である。大きな決済データが残らないよう「ガイドライン」を改訂（上限金額の明示）し、ルール化すべきである。
- ・ 集約方式の場合には、個別協議することにより、全体に混乱が生じるおそれがあるため。

## 2. 取引当事者が個別に協議することが適当

C社、E社、G社、H社、I社、K社、L社、N社

<理由>

(C社)

現状実務運用においても個別協議による対応を行っており、参加者全員を拘束するルール化までは必要ないものと思料するため。

(E社)

個別取引金額よりも大きな決済データが残るような場合が頻発することは、想定しておらず、取引当事者間の個別協議で十分対応が出来ると思える。

(G社)

問2と同様です。

(H社)

残高の状況などがその都度異なる可能性が高く、画一的な取扱いは困難と思料。

(I社)

ガイドラインの改訂等を行う場合には、フェイル発生懸念時には個別取引当事者間にて、必要に応じて原取引まで遡り、フェイル解消に向けて真摯に協議を行うこと等の記載が望ましいと思われます。

(L社)

個別取引金額より決済金額が大きくなる場合も想定されますが、個別に協議することを妨げる必要はないと考えます。



### 3. その他

B社、J社、Mb社

<理由>

(B社)

ルール化することが必要だと考えますが、ルールの内容を、「同一銘柄の取引の『すべて』を異額面ネッティングの対象にする」のではなく、「売り・買いそれぞれを額面の大きい順等の一定のルールで並べ、相対する額面までを集約方式でネッティングし、相対しない部分については原約定のまま残す」とすべきではないか、再検討をお願いしたいと思います。「『すべて』を集約方式でネッティングする」方式ですと、その後小口化したとしても、小口化後の各決済金額の中に、集約方式でネッティングした約定の現金部分が按分されて含有されるため、1つでもフェイルすると、ネッティング済みの取引と小口化後の他の取引のすべてをフェイル扱いとして巻き戻す必要があり、既に決済済みのものの取り扱いなどを考慮すると現実的ではないと思われるからです。

(J社)

ルール化の必要はない（現状はJ G B C C決済が大部分であり、集約化は進んでいる）

(Mb社)

・「個別金額よりも大きな決済データが残るような場合」の具体的事例を想定できないため。

問4：決済金額の小口化の対応をガイドラインの改訂等により、ルール化することとした場合、どのようなルールとすることが適当でしょうか。

(A社)

集約方式においては、ペア付け方法のルール化は原則不要であるが、決済金額の小口化対応を考慮した場合、一部を集約の対象から除外するための順位付けのルールが必要であると思料します。

1. 対象となる取引を、以下のルールに従って順位付けする。

①額面金額の大きい順→〈額面金額が同額である場合〉

→②受渡金額の大きい順→〈受渡金額も同額である場合〉

→③約定日付の古い順→〈約定日付も同一である場合〉

→④約定単価の大きい順、

といった形で順位付け

2. 集約した結果、差引額が 50 億円を超える場合には、50 億円を下回るように、1. の順位づけに従って額面金額が高いものから順次、集約の対象から除外する。

3. 2. で除外された取引については、グロス決済とする。

(B社)

問3の回答と同様に「売り・買いそれぞれを額面の大きい順等の一定のルールで並べ、相対する額面までを集約方式でネッティングし、相対しない部分については原約定のまま残す」というルールを検討していただければと思います。

(D社)

集約後の取引金額が個別取引よりも大きくなっていても問題ないが、50 億円を超えている場合には現行と同じく 50 億円での分割ルールを適用するのがよい

(E社)

集約方式にネッティングの対象取引明細を下記のようにルール化することにより小口化の対応が図れると考える。

①ペアオフのネッティング後の決済明細を額面金額の高い順に並べる。

②受払の額面金額をそれぞれ合計する。

③それぞれの額面金額を比較し低い方の額面金額を満たす金額までをネッティング対象の明細としてネッティングを行う。

(D社)

集約化のネッティング後の小口化ルールについては、現行の小口化ルール（最大 50 億）と同様で差し支えないものと思料。

(G社)

ルール化をすることは非常に難しいと考えます。当事者間で個別に調整する対応がよいと思います。

(L社)

ルール化する場合は、億円未満の資金受渡金額をどのように配分するかについて、システム的な処理が可能となるルールにすべきと考えます。

(M社)

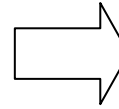
- ・現状の1件当たりの上限額面50億円を基本にすればよいと思われる。  
即ち、70億円なら50億円と20億円の2口という考え方。
- ・未決済残高が大きく積み上がることのないよう、集約金額が一定の金額を超えた場合、決済を分割するルールを明確に提示すべきである。(※現在のガイドラインに規定された上限額面50億円程度が妥当である。)
- ・上限額面50億円

以 上

## 集約方式の異額面ネッティングの小口化の事例について(御参考)

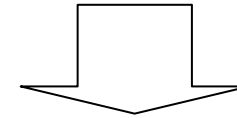
## &lt;原約定&gt;

A社売りB社買い		B社売りA社買い	
額面(億円)	受渡金額(円)	額面(億円)	受渡金額(円)
50	5,050,000,000	45	4,500,000,000
50	5,000,000,000	35	3,465,000,000
40	4,000,000,000	25	2,525,000,000
40	3,960,000,000		
30	3,030,000,000		
210	21,040,000,000	105	10,490,000,000



## &lt;ネット尻&gt;

A社売りB社買い	
額面(億円)	受渡金額(円)
105	10,550,000,000



## &lt;小口化後&gt;

A社売りB社買い	
額面(億円)	受渡金額(円)
50	5,023,809,524
50	5,023,809,524
5	502,380,952

(注1)CSV形式にするのかExcel形式にするのか(統一するのかもしれないのかも含めて)2011年1月以降の分科会で決定する。

(注2)また、任意項目の編集内容については、更に検討を行い、2011年1月以降の分科会で決定する。

【CSV形式】 ※Excel形式の場合には別途定義要。

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxxx	ネットینگ相手金融機関識別コード(BICコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」)、証券会社等標準コード(頭「1」)の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20100706	
4	明細・合計区分	1	数字	—	9	ネットینگ後の合計は「1」 ネットینگ元の明細は「2」	◎	1	
5	保有形態	1	数字	—	9	固定値:1	◎	1	
6	貴社資金決済口座	7	英数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎	1234001	
7	貴社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎	12340001	
8	当社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎	7890001	
9	当社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎	78900001	
10	照会番号	—	英数字	—	x---x	作成側での自動探番 (同じ番号であれば同一ネットینگに対してという意)	◎	60545000	不一致等での照会用
11	貴社決済種別	1	数字	—	9	1. 資金受取、2. 資金支払、 3. DVP(売)、4. DVP(買)、 5. FOP(売)、6. FOP(買)、 7. 資金受取・FOP(買)、 8. 資金支払・FOP(売)、 9. 資金・国債とも決済なし	◎	3	
12	決済時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1500	
13	資金決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の資金決済金額(正数で表示)	◎	1010000000	頭ゼロ埋めなし
14	国債決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の国債決済金額(正数で表示)	◎	1000000000	頭ゼロ埋めなし
15	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引の場合必須	対信託取引◎ (それ以外▲)	ABCDEFGHI5000000001	
16	銘柄名称	—	漢字	—	k---k	銘柄名称	▲	利国債10年297回	
17	銘柄コード	12	英数字	—	JPxxxxxxxxx 999999999	ISINコード(12桁)又は日銀銘柄コード(9桁)	◎	111029700	
18	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	▲	20100704	
19	記事欄	—	英数字	—	x---x	DVP決済・資金決済時に付す日銀電文上の記事欄は相対で決める。 信託銀行との取引の場合必須	対信託取引◎ (それ以外▲)	A161740010	
20	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカクショウブン	
21	備考欄	—	英数字カナ	—	x---x	作成者が必要とする事項について記入	▲	5000000001	

ネットィング通知書データ(設定例)

【前提】
決済当事者A/1234JPJT(金融機関コード:1234)
決済当事者B/7890JPJT(金融機関コード:7890)

決済当事者A→決済当事者Bへ送付するネットィング通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・合計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	当社資金決済口座	当社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済時限	ネットィング後資金決済額(円)	ネットィング後国債決済額(円)	信託銀行フアンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄
0001	7890JPJT	20100706	1	1	7890001	78900001	1234001	12340001	60545690	4	1500	1010000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0002	7890JPJT	20100706	2	1	7890001	78900001	1234001	12340001	60545690	4	1500	6060000000	6000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0003	7890JPJT	20100706	2	1	7890001	78900001	1234001	12340001	60545690	4	1500	3030000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0004	7890JPJT	20100706	2	1	7890001	78900001	1234001	12340001	60545690	4	1500	1010000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0005	7890JPJT	20100706	2	1	7890001	78900001	1234001	12340001	60545690	4	1500	1010000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0006	7890JPJT	20100706	2	1	7890001	78900001	1234001	12340001	60545690	3	1500	4040000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0007	7890JPJT	20100706	2	1	7890001	78900001	1234001	12340001	60545690	3	1500	3535000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0008	7890JPJT	20100706	2	1	7890001	78900001	1234001	12340001	60545690	3	1500	2020000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0009	7890JPJT	20100706	2	1	7890001	78900001	1234001	12340001	60545690	3	1500	5050000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100705	ツイヤクジョウブン		5000000001

ネットィング後の合計は「1」、ネットィング元の明細は「2」  
 「貴社決済種別」で 同じ番号であれば同一ネットィングに対してという意。 で るので正 号なし。

決済当事者B→決済当事者Aへ送付するネットィング通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・合計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	当社資金決済口座	当社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済時限	ネットィング後資金決済額(円)	ネットィング後国債決済額(円)	信託銀行フアンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄
0001	1234JPJT	20100706	1	1	1234001	12340001	7890001	78900001	60545000	3	1500	1010000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0002	1234JPJT	20100706	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	60545000	3	1500	6060000000	6000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0003	1234JPJT	20100706	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	60545000	3	1500	3030000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0004	1234JPJT	20100706	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	60545000	3	1500	1010000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0005	1234JPJT	20100706	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	60545000	3	1500	1010000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0006	1234JPJT	20100706	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	60545000	4	1500	4040000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0007	1234JPJT	20100706	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	60545000	4	1500	3535000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0008	1234JPJT	20100706	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	60545000	4	1500	2020000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100704			5000000001
0009	1234JPJT	20100706	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	60545000	4	1500	5050000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20100705			5000000001

## 集約方式の異額面ネットィングにおける論点

## 1. 集約の方法・決済金額の小口化に関する論点

- ・ 集約方式の異額面ネットィングにおいて、ネットィング後の額面金額が、ネットィング前の各取引の額面金額（あるいは 50 億円）よりも大きくなった場合の取扱いについては、次の2つの論点が残存。
  - ネットィング後の額面金額が、ネットィング前の各取引の額面金額（あるいは 50 億円）を上回らないようなルールが必要か。
  - ガイドライン等に定める場合には、どのような規定とするか（以下のA案、B案を参照）。
- ・ ガイドライン等に定める場合の規定については、前回の分科会アンケートの回答で、下記の案が提示されていた。

## A 案

1. 対象となる取引を、以下のルールに従って順位付けする。
  - ①額面金額の大きい順→〈額面金額が同額である場合〉
  - ②受渡金額の大きい順→〈受渡金額も同額である場合〉
  - ③約定日付の古い順→〈約定日付も同一である場合〉といった形で順位付け
2. 集約した結果、差引額が 50 億円を超える場合には、50 億円を下回るように、1.の順位づけに従って額面金額が高いものから順次、集約の対象から除外する。
3. 2.で除外された取引については、グロス決済とする。

## B案

「売り・買いそれぞれを額面の大きい順等の一定のルールで並べ、相対する額面までを集約方式でネッティングし、相対しない部分については原約定のまま残す」

- 「『すべて』を集約方式でネッティングする」方式では、その後小口化したとしても、小口化後の各決済金額の中に、集約方式でネッティングした約定の現金部分が按分されて含有される。したがって、取引が1つでもフェイルすると、ネッティング済みの取引と小口化後の他の取引のすべてをフェイル扱いとして巻き戻す必要があり、既に決済済みのものの取り扱いなどを考慮すると現実的ではないと思われる。

- ・ 両案で検討すべき事項は、集約から除外する取引を、額面金額の大きい順とするか（A案）、額面金額の小さい順とするか（B案）という点。
- ・ なお、A案は、「集約した結果、差引額が個別取引の額面を超えた場合には、一定のルールの下で、集約の対象とする個別取引を見直す」というものであるのに対し、B案は、「集約を始める前の段階で、一定のルールの下で、相対する額面の個別取引までを集約の対象として選別する」としている。両案は、集約の対象とする個別取引を見直すタイミングに差異はあるが、いずれも、ネッティング照合通知を作成する前の段階であることから、この点は大きな差異ではない。
- ・ 例えば、A案のガイドライン等のイメージは、以下のとおり。下記の規定中、下線部が検討のポイント。

### 【ガイドライン等のイメージ】

集約方式の異額面ネッティングとは、ペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式の異額面ネッティングをいう。

ただし、集約方式の異額面ネッティングの結果、ネッティング後の額面金額（差引額）が50億円を超える場合には、決済金額の小口化の趣旨を踏まえ、以下のとおり対応する。



- (i) ペアオフの対象とならなかった取引を次のルールにしたがって順位付けする。
- (a) 額面金額の高いものから順に順位付けする。
  - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の高いものから順に順位付けする。
  - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の場合には、約定日付の古い順に順位付けする。
- (ii) ネットティング後の額面金額（差引額）が、50 億円を上回らないよう、(i) での順位が高い取引（額面金額が大きい取引）を、順次、集約の対象から除外する。
- (iii) 除外した取引については、グロス決済とする。

【具体例】

		累計	X が国債払い	Y が国債払い
↓	50	↑ 210	① 50	⑥ 45
	100	160	② 50	⑦ 35
	140	110	③ 40	⑧ 15
	180	70	④ 40	
↓	210	30	⑤ 30	
累計			210	115
				95

A 案  
額面の大きい取引を集約対象から除外（額面の小さい取引から順に集約）

	X が国債払い	Y が国債払い	
$\alpha$	50		<メリット>
$\beta$	50		・ 決済件数の縮減可能
$r$	$\left\{ \begin{array}{l} 40 \\ 40 \\ 30 \end{array} \right.$	$\longrightarrow$	$\left\{ \begin{array}{l} 45 \\ 35 \\ 15 \end{array} \right.$
		15	<デメリット>
			・ 額面金額の大きな取引が残存

## B案

額面の小さい取引を集約対象から除外（額面の大きい取引から順に集約）

	Xが国債払い		Yが国債払い	
$\alpha$	{ 50	→ 5	{ 45	<メリット>
	50		35	・額面金額の大きな取引を縮減可能
$\beta$	40		{ 15	<デメリット>
$\gamma$	40			・相対的に決済件数が多くなる可能性
$\delta$	30			

### 【説明】

・次の要領で集約方式の異額面ネットティングを実施。

(1) Xが国債払いとなる取引の額面総額と、Yが国債払いとなる取引の額面総額との差引金額を算出。国債払い方・受け方を決定する。

(2) 差引金額（115）が50億円を超える場合には、小口化を実施。

(3) A案

- ・国債払い方の取引を、額面の小さいものから順に、初めて、国債受け方の額面総額（95）を超えるまで累計（⑤+④+③）。
- ・累計した取引を一つの取引単位（ $\gamma$ ）とみなして、異額面ネットティングを実施。

B案

- ・国債の払い方の取引を、額面の大きいものから順に、初めて、国債の受け方の額面総額（95）を超えるまで累計（①+②）。
- ・累計した取引を一つの取引単位（ $\alpha$ ）とみなして、異額面ネットティングを実施。

(4) 集約の対象とならなかった取引（A案では $\alpha \cdot \beta$ 、B案では $\beta \cdot \gamma \cdot \delta$ ）については、グロスで決済する。

## 2. フェイル発生時の取扱い

- ・ 集約方式の異額面ネットティングの対象とした取引に、フェイルが発生した場合の対応についても、以下の論点が残存。
  - フェイル発生時の対応をガイドライン等に定める必要があるか。
  - ガイドライン等に定める場合には、どのような規定とするか。

### 【具体例】

Xが国債払い	Yが国債払い
30	25
20	15
10	5
<hr/>	<hr/>
60	45

⇒

15

- ・ 集約方式の異額面ネットティングにおいて、Xが差引金額（15）を支払えない事態が発生した場合、①ペイメント・ネットティングであり、かつ、②個々の取引の分割決済（例えば、Xが国債払いの30の取引のうち、差引金額（15）のみがフェイルしたと取り扱うこと）が一般的でないことを踏まえると、一旦、ネットティング対象となっている全ての取引（上記の場合、Xが国債払い・Yが国債払いの6本の取引）をフェイル状態として扱う考え方でよいか。
- ・ 上記のケースでも、その後、当事者間の協議により、6本の取引の一部について、（リバーサル・タイム等に）フェイル状態の解消に努めることとする。但し、フェイル状態の解消の可否やその方法は、取引当事者の国債の保有状況や時間帯等によって多岐にわたる。このため、ガイドライン等（実務指針やQ & A）では、詳細な解消方法は定めず、以下のような記載を行うことでどうか。

「集約方式の異額面ネットティングにおいて、集約対象となった取引について国債の受渡しが行えない場合には、集約対象となった全ての取引をフェイル状態として取り扱う。その場合にも、当事者間の協議により、フェイル状態の解消に努め、フェイルを可能な限り回避することとする」

以 上

## 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン改訂案」に関する各社からの意見

平成 23 年 2 月 3 日

事務局案	各社意見
<p><b>IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン</b></p> <p><b>1. 標準的なネットティング・スキーム</b></p> <p>市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する<sup>(注)</sup>。</p> <p>(注) 本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。</p> <p>(1) ネットティングの形態</p> <p>二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネットティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする（以下「バイラテラルのペイメント・ネットティング」という。）。</p> <p>(2) 対象となる決済数量</p> <p>同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネットティング（以下「ペアオフ」という。）及び同一銘柄・異額面の国債に係る取引のネットティング（以下「異額面ネットティング」という。）を対象とする。</p>	

事務局案	各社意見
<p>(3) 対象となる決済方法 DVP 決済の取引を対象とする。</p> <p>(4) 対象となる取引の約定時限 受渡日を基準とし、受渡日前営業日の<u>約定照合時限の目安（午後 3 時 30 分から午後 3 時 45 分）までに約定照合が完了した</u><sup>(注)</sup> <u>正午までに約定した取引</u>を対象とする。</p> <p><u>(注) 約定照合が完了したとは、決済照合システムを通じて売買報告データが承認されたことをいう。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (4)のタイトルと内容が異なる。タイトルを「対象となる取引の約定照合時限」とした方がよいのではないか。</li> <li>・ レポ・現先取引のエンド取引の取扱いはどうされるのか。決済照合システム上、レポ・現先取引のエンド取引も取扱対象としているが、実態上ほぼ利用されていない状態にある。</li> <li>・ 本ガイドラインは全参加者向けのものであるので、「一致」又は「承認」の2つが必要ではないか。（「<u>売買報告データが一致又は承認されたこと</u>」に修正）</li> <li>・ ほふりのシステムに限定しているのか。FAXやEメールで照合する取引は該当するか否か。該当しない場合、約定照合を行わない取引は本ガイドラインの外で当事者間において勝手に行うネットィングになるのか。</li> </ul>

事務局案	各社意見
<p>(5) 対象となる取引種別        売買（現先売買を含む。）取引同士及び貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする。</p> <p>(6) 対象となる国債の保有形態        振替国債を対象とする。</p> <p>(7) 対象となる口座        取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネットィングは行わない。</p> <p>(8) ペア付けの方法等  <u>まず、ペアオフが可能な取引を対象にペア付けを行う。その後、ペアオフが不可能な取引について、異額面ネットィングを行う<sup>(注)</sup>。</u></p> <p><u>(注) ペア付けを行った取引は、異額面ネットィングの対象にはならない。</u></p> <p>① <u>ペアオフのペア付けの方法</u>        受渡金額をキーとして、受渡金額の高いものから順にペア付けを行う。なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。</p> <p>② <u>異額面ネットィングのペア付けの方法</u>  <u>異額面ネットィングのペア付けの方法は、下記（イ）又は（ロ）のうち、取引当事者間で予め選択した方法により行う。</u></p>	

事務局案	各社意見
<p><u>(イ) 1対1の異額面ネットィング</u>  <u>額面金額をキーとして、額面金額の高いものから順にペア付けを行う。なお、額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の高いものから順にペア付けを行う。</u></p> <p><u>(ロ) 集約方式の異額面ネットィング</u></p> <p><u>&lt;集約の方法・小口化ルールをガイドライン等で定める必要があるとされた場合の規定&gt;</u></p> <p><u>集約方式の異額面ネットィングとは、ペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式の異額面ネットィングをいう。</u>  <u>ただし、集約方式の異額面ネットィングの結果、ネットィング後の額面金額（差引額）が、50億円を超える場合には、決済金額の小口化の趣旨を踏まえ、以下のとおり対応する。</u></p> <p><u>(i) ペアオフの対象とならなかった取引を次のルールにしたがって順位付けする。</u></p> <p><u>(a) 額面金額の高いものから順に順位付けする。</u></p> <p><u>(b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の高いものから順に順位付けする。</u></p> <p><u>(c) 額面金額及び受渡金額が同一の場合には、約定日付の古い順に順位付けする。</u></p> <p><u>(ii) ネットィング後の額面金額（差引額）が、ネットィング前の個別取引の額面金額のうち最大のものを上回らないよう、(i)での順位が高い取引（額面金額が大きい取引）を、順次、集約の対象から除外する。</u></p> <p><u>(iii) 除外した取引については、グロス決済とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1対1の異額面ネットィングに関しては、ケースが少ないため、記載対象外でよいのではないか。少なくとも、標準的なネットィングスキームの対象からは外してよいのではないか。</li> </ul>

事務局案	各社意見
<p>(9) 受渡金額が同額である場合のネットィング効力の発生時限  ネットィング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットィングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前9時をもってネットィングの効力が発生することとする。</p> <p>(10) 資金決済口座の指定  原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。</p> <p><b>2. 標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング</b></p> <p>(1) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットィング導入を一層容易にするため、上記に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」又は「異額面ネットィング」を前提としたうえで、上記1. の(3)～(6)の項目を当事者間の合意によって変更したネットィング（以下「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」という。）を行うことも可能とする<sup>(注)</sup>。  ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(7)～(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。</p> <p>(注) 例えば、FOP 決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。</p> <p>(2) 「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」における法的有効性については、標準的なネットィング・スキームと同様である。</p>	



事務局案	各社意見
<p><b>3. 事務手続き</b></p> <p>(1) ペア付けの指図 当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペア付けすることとする。</p> <p>(2) ネットティングの照合通知 受渡日前営業日の<u>正午午後4時</u>までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知書(参考様式1参照)に記載し、相互に同通知書を送付する。<u>照合通知書については、「約定照合及び相対ネットティング照合の実務に関する取扱指針」(以下「実務取扱指針」という。)で示される参考様式を利用するものとする。</u></p> <p>(3) ネットティングの照合時限 受渡日前営業日の午後<u>35</u>時までに照合を完了する。</p> <p>(4) 照合通知の送付方法 <u>FAX等取引当事者間の合意に基づく方法</u>を利用する<sup>(注)</sup>。</p> <p><u>(注) 具体的な送付方法の例については、実務取扱指針を参照。</u></p> <p>(5) 照合通知の確認方法 取引先間相互に行うこととする。</p> <p>(6) 異議の通知</p>	

事務局案	各社意見
<p>内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 3時5分までに最終的に正しい照合通知書を送付することにより、照合を完了させることとする。</p> <p>(7) 照合部署 原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。 ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、取引相手先に通知を行うことも可能とする。</p> <p><b>4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係</b> 市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式-2-1参照）及び事前通知書（参考様式-3-2参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。 事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。</p> <p>(1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確認する。</p> <p>(2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時クロス決済に関するガイドライン』の『IV ネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の合意を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の改正に伴い、市場参加者全体が改めて書面を取り交わす必要があるか。必要がある場合、その考え方やスケジュールについて検討する必要があるか。実務取扱指針かQ&amp;Aで整理するのか。</li> </ul>

事務局案	各社意見
<p>容易に確認することができる。</p> <p>なお、照合通知書に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。</p> <p>(3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットィングの内容と照合通知書に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知書の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知書の内容が優先するが、当事者間で照合通知書に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。</p> <p><b>5. 「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」又は「異額面ネットィング」以外のネットィングについて</b></p> <p>市場参加者間において、「標準的なネットィング・スキーム」及び「標準的なネットィングに準じたネットィング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」又は「異額面ネットィング」以外のネットィング<sup>(注)</sup>を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットィングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。</p> <p>(注) 例えば、<del>集約方式（各当事者が同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式）によるペイメント・ネットィング、同一銘柄で額面の異なる国債を差引額で決済する方式によるペイメント・ネットィング及びオブリゲーション・ネットィング（当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都</del></p>	

事務局案	各社意見
<p>度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式)がある。</p> <p>(1) ネットティングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要があり、国債のフェイル又は資金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務的な点も考慮しなければならない。</p> <p>(2) 市場参加者間でネットティング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS化の本来の趣旨の1つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。</p> <p>(3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。なお、<u>額面の異なる国債を差引額で決済する等の、同一銘柄におけるペアオフ又は集約方式の異額面ネットティング</u>以外の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」に係る法的有効性については、「標準的なネットティング・スキーム」と同様である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 (8)②(ロ)に言及する必要はないか。</li> </ul>

### 【その他の意見】

異額面ネットティングに関しては、「標準的なネットティングスキームに準じたネットティング」の中で選択を可能とするルールにすべきだと思います。なお、これに伴い、「国債のネットティングに係る事前確認書」のフォーマットの見直しが必要になります。

また、以前分科会でも発言したように、国債の決済リスク削減のために、時点決済をR T G S化した経緯があり、異額面ネットティングを標準的なネットティングスキームとすることは、R T G Sから時点決済へ戻るようなもので、決済リスクを高めることが標準的なスキームとなってしまいます。

取引のカウンターパーティ毎に、異額面ネットティングを行うか否かを判断することも充分想定されます。

また、12/22 付け「中間報告書」P.32 にも、「異額面ネットティングについては、以下の対応を標準とする。ただし、ネットティング対象の選択やペア付方式等に関して当事者間の合意により別の取扱いを可能とする。」としています。

以 上

XXXXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
責任者名	XXXX 印
連絡先	XXXX

## 国債のネットィングに係る事前確認書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「Ⅳ. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングについて、下記の事項を確認するために本確認書を御送付致します。

## 1. ネットィングの概要

ネットィングの方法	ガイドラインにおける標準的なネットィング・スキーム及び事務手続きにより行うネットィング
	標準的なネットィング・スキームに準ずるネットィング

## 2. 標準的なネットィング・スキームに準ずるネットィングにおける確認事項

対象となる決済数量	標準的なネットィング・スキームに基づくペア・オフ及び異額面ネットィング ペア・オフ及び異額面ネットィング以外を含む
対象となる決済方法	標準的なネットィング・スキームに基づく DVP 取引同士の決済のみ FOP 取引同士の決済のみ DVP、FOP 取引同士間及び DVP、FOP 取引の相互間の決済
対象となる取引種別	標準的なネットィング・スキームに基づく売買（含現先）取引同士、（現金担保付）貸借取引同士、及び売買（含現先）取引・（現金担保付）貸借取引の相互間 売買（含現先）取引同士間のみ （現金担保付）貸借取引同士間のみ その他（例. 無担保貸借取引同士間）
対象となる取引の約定時限	標準的なネットィング・スキームに基づく受渡日前営業日約定照合時限の目安（午後 3 時 30 分から午後 3 時 45 分）までに約定照合が完了した取引 受渡日〇〇〇（〇時）までの約定分  ※当該約定時限の変更に伴い合意した時限を併記 ネットィングの通知・解消時限 受渡日〇〇〇（〇時）まで ネットィングの照合時限 受渡日〇〇〇（〇時）まで 異議等の連絡時限 受渡日〇〇〇（〇時）まで

## 3. 対象となる口座等

別途、当社から指定した場合を除き、当社口座のすべてを上記確認事項に基づきネットィングする
以下にあげる口座等

## 4. 照合通知の送付方法

--

## その他補足・追記事項

--

「約定照合及び相対ネットティング照合の実務に関する取扱指針（事務局案）」に関する各社からの意見

平成 23 年 2 月 3 日

事務局案	各社意見
<p><b>1. 目的・対象取引</b></p> <p><b>(1) 目的</b> 本取扱指針は、アウトライイトT+2化（アウトライイト取引の標準的な決済期間をT+2とすること）を行う際における約定照合及び相対ネットティング照合に関する実務の取扱いの指針を示したものである。</p> <p><b>(2) 対象となる取引</b> 対象となる国債取引は、機関投資家（信託銀行）と業者間の取引のうち、アウトライイト取引及びレポ取引（現金担保付債券貸借取引及び条件付債券売買取引（債券現先取引））である。 また、機関投資家（信託銀行）と業者間の取引のうち、アウトライイト取引及びレポ取引であっても、約定照合が決済照合システムを通じて行われる場合には、以下の2. の対応は不要である。</p> <p><b>2. 約定データフォーマット</b></p> <p>データ授受によるフロント照合電子化に際しては、以下の①から⑤のとおり取り扱う。</p> <p><b>① データ項目</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 約定データフォーマットのデータ項目は、現行の決済照合システムの仕様を参考に、別紙●を標準とする。</p> </div>	<p>・「また、機関投資家…以下の2. の対応は不要である。」との記載については、投資信託取引、特定金銭信託取引のケースを指しているのか。</p> <p>また、「約定照合が決済照合システムを通じて行われる場合」には、アウトライイト取引においては、三者間センタ・マッチング型、スルー型、運用指図サポート対象外型の全てのフローが含まれるのか。</p> <p>運用指図サポート対象外型を含む場合、レポ取引においても同様か。ここで記載されている「約定照合」の位置づけに関して確認させていただきたい。</p>

事務局案	各社意見
<p>(データ項目の分類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約定データフォーマットのデータ項目には、3分類ある。その定義は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 必須項目：セルサイドの入力が必須のデータ項目</li> <li>➤ 任意項目：セルサイドの入力が任意のデータ項目</li> <li>✓ 入力の有無は、セルサイド側が決定できる。ただし、データ項目欄は必要。</li> <li>➤ 設定不要項目：セルサイドの入力が不要なデータ項目</li> <li>✓ データ項目欄は必要。</li> </ul> </li> </ul> <p>(ファンドコードの取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファンドコードは、原則として統一ファンドコードを利用すること。ただし、統一ファンドコードがないファンドの場合には、取引開始前にセルサイドに伝達したファンドコード（口座開設時の下10桁の番号）を利用すること。</li> </ul> <p>② ファイル形式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○ ファイル形式は、Excel形式又はCSV形式を標準とする。</p> </div> <p>(拡張子等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Excel形式では、Excel97からExcel2003に互換性のある形式（拡張子がxlsであるもの）が標準となる。</li> <li>・ CSV形式では、可変長のカンマ区切りが標準となる。なお、CSV形式は、Webサービスの利用を行う場合等を想定しており、電子メールによりパスワードを付して送信する場合には、ファイルを圧縮し、圧縮したファイルにパスワードを付さない限りCSV形式は取り得ない。</li> </ul>	



事務局案	各社意見
<p data-bbox="224 236 1478 316">○ ファイルを圧縮することも、取引当事者間の合意があれば可能である。</p> <p data-bbox="224 316 1478 363">(圧縮ソフト)</p> <ul data-bbox="224 371 1478 467" style="list-style-type: none"> <li>・ ファイルを圧縮する場合には、圧縮ソフト（例えば、WinZip、ALzip、7-zip 等）の選択も取引当事者間で予め合意しておくことが必要。</li> </ul> <p data-bbox="224 491 1478 531"><b>③ファイル名称</b></p> <p data-bbox="224 539 1478 651">○ ファイル名称は、「会社名+取引区分（レポ or 現先）+約定日（yyyymmdd）+_&lt;アンダーバー&gt;+枝番」とする。</p> <ul data-bbox="224 675 1478 1169" style="list-style-type: none"> <li>・ 会社名は、金融機関コード（決済照合システムで使用するB I Cコード&lt;支店コード除く&gt;又は統一金融機関コード&lt;冒頭に 00 を追加&gt;）</li> <li>・ 取引区分は、レポ（repo）、現先は（gensaki）とする。</li> <li>・ 枝番はファイルが複数に亘る際に付す。 （例）JTSBJPTrepo20101122_001.csv</li> </ul> <p data-bbox="224 1185 1478 1225"><b>④セキュリティ</b></p> <p data-bbox="224 1233 1478 1345">○ 送受信するファイルのセキュリティについては、暗号化は求めず、パスワード設定を標準とする。 パスワードの設定ルールは、取引当事者間で決めるものとする。</p>	<ul data-bbox="1512 659 2116 1010" style="list-style-type: none"> <li>・ 統一金融機関コードは4桁なので、この冒頭に「0」を付けて5桁にするとともに、丁寧に記載してはいかがか。 (以下のとおり修正。)</li> <li>・ 会社名は、金融機関コード（決済照合システムで使用するB I Cコード&lt;支店コード除く&gt;又は冒頭に「0」（金融機関の場合）若しくは「1」（証券会社の場合）を付した統一金融機関コード&lt;計5桁&gt;）</li> </ul>

事務局案	各社意見
<p>(パスワードの設定ルールの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードの設定ルールには、以下の方法が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 固定パスワード</li> <li>➢ 定期的変更（1カ月単位等）</li> <li>➢ 日々設定変更（パスワードの一部を毎日変更する）</li> <li>➢ 個別設定（送信の都度、受信者に電話等で連絡する）</li> </ul> </li> </ul> <p>⑤送受信の頻度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○ データの送受信は、原則として、日中逐次行うことを標準とする。</p> </div> <p>※セルサイドとバイサイド間の合意により1日1回とすることを否定するものではない。</p> <p>(送受信の頻度と後続事務への影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約定データの送受信の頻度は、バック照合の迅速性・機動性に影響を与え得る。約定データの送受信の頻度を1日1回とする場合には、フロント照合後の後続事務（バイサイドによる運用指図データの送信、信託銀行によるバック照合）も1日1回集中して行うこととなる。</li> <li>・ このため、各セルサイドとバイサイド間におけるパターンⅣの国債取引量次第ではあるものの、送受信の頻度を検討する場合には、後続事務への影響も考慮する必要がある（詳しくは3参照）。</li> </ul> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1取引は1回のみ送信とし、同じ取引を重複して送信することは行わない。</li> <li>・ セルサイドは、送信済の約定データを訂正しようとする場合は、信託銀行へ電話等により連絡したうえ、訂正する約定データのみファイルを送信する。また、データ項目のうちの「取引番号」に</li> </ul>	<p>・ 続いて記すイメージで、以下のとおり追記してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送信済みの約定データの訂正を行う場合は、①セルサイドからバイサイドへ取消の連絡を行っ</li> </ul>

事務局案	各社意見
<p>については、訂正前と訂正後で同一とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約定データ（訂正分）の送信は、原則として、1日につき1回とする。</li> </ul> <p><b>3. 照合通知データフォーマット</b></p> <p>照合通知データフォーマットの取扱いは、下記の①から④のとおりとする。</p> <p><b>①データ項目</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○ 照合通知データフォーマットのデータ項目は、相対ネッティング照合のSTP化に資する観点から、別紙●を標準とする。</p> </div> <p><b>②ファイル名称</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○ ファイル名称は、「会社名+決済日 (yyyymmdd) +_&lt;アンダーバー&gt;+枝番 (任意)」とする。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社名は、金融機関コード（決済照合システムで使用するB I Cコード&lt;支店コード除く&gt;又は統一金融機関コード&lt;冒頭に00を付加&gt;）</li> <li>・ なお、原則として、ペアオフ及び異額面ネッティングを併せて1ファイルで送る。複数のファイルを送信する場合には、枝番を付す。</li> </ul>	<p>たうえて、②訂正の約定データを送信する（ファンド相違が発生した場合は、「取消・新規約定」扱いとし、取引番号を引き継がない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の取引番号を訂正後のデータが引き継ぐことは、訂正の内容により新しい取引番号がシステムにより付番される場合があることから難しい。</li> <li>・ 統一金融機関コードは4桁なので、この冒頭に「0」を付けて5桁にするとともに丁寧に記載してはいかがか。 (以下のとおり修正。)</li> <li>・ 会社名は、金融機関コード（決済照合システムで使用するB I Cコード&lt;支店コード除く&gt;又は冒頭に「0」（金融機関の場合）若しくは「1」（証券会社の場合）を付した統一金融機関コード&lt;計5桁&gt;）</li> </ul>

事務局案	各社意見
<p>③送受信の頻度</p> <p>○データの送受信は、1日1回とする。</p> <p>④その他</p> <p>○ファイル形式は、Excel形式又はCSV形式を標準とする。</p> <p>(拡張子等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Excel形式では、Excel97からExcel2003に互換性のある形式(拡張子がxlsであるもの)が標準となる。</li> <li>CSV形式では、可変長のカンマ区切りが標準となる。なお、CSV形式は、Webサービスの利用を行う場合等を想定しており、電子メールによりパスワードを付して送信する場合には、ファイルを圧縮し、圧縮したファイルにパスワードを付さない限りCSV形式は取り得ない。</li> </ul> <p>○ファイルを圧縮することも、取引当事者間の合意があれば可能である。</p> <p>(圧縮ソフト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ファイルを圧縮する場合には、圧縮ソフト(例えば、WinZip、ALzip、7-zip等)の選択も取引当事者間で予め合意しておくことが必要。</li> </ul> <p>○送受信するファイルのセキュリティについては、暗号化は求めず、パスワード設定を標準とする。パスワードの設定ルールは、取引当事者間で決めるものとする。</p> <p>(パスワードの設定ルールの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パスワードの設定ルールには、以下の方法が考えられる。</li> </ul> <p>➤ 固定パスワード</p>	

事務局案	各社意見
<p>➤ 定期的変更（1カ月単位等）</p> <p>➤ 日々設定変更（パスワードの一部を毎日変更する）</p> <p>➤ 個別設定（送信の都度、受信者に電話等で連絡する）</p> <p><b>4. データ授受手段</b></p> <p>約定データ及び照合通知データの授受手段を各取引当事者間で予め合意しておく。具体的な、データ授受手段は、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Web サービス</li> <li>・ 電子メール</li> </ul> <p>なお、1（2）に記載のとおり、決済照合システムを利用して約定照合を行う場合には、2. の対応は不要であるほか、決済照合システム以外の手段による約定照合は不要である。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

平成 23 年 2 月 3 日 (木)

## 今後の会議予定 (案)

日 時	会 議 名	内 容 等
2/10 (木) 16:00	約定照合分科会 (第 1 会議室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積み残し事項の検討、取りまとめ</li> <li>・ ガイドラインの改正案、実務指針案、Q &amp; A の検討</li> </ul>
2/18 (金) 16:00	相対ネットィング照合分科会 (第 1 会議室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積み残し事項の検討、取りまとめ</li> <li>・ ガイドラインの改正案、実務指針案、Q &amp; A の検討</li> </ul>
2/24 (木) 15:30 17:00	約定照合分科会 (第 1 会議室) 相対ネットィング照合分科会	ガイドラインの改正案、実務指針案、Q & A の検討、取りまとめ
3/3 (木) 16:00	WG メンバー以外の主要参加者あて説明会 (第 1 会議室)	前回 (昨年 12/13) 以降の検討状況等について説明 (吉田主査・戸嶋レポ研主査)
3/11 (金) 16:00	第 18 回WG (第 1 会議室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務詳細の検討結果 (総括)</li> <li>・ T + 2 の実施日案を提示</li> </ul>
3/15 (火)	日証協 証券戦略会議 (第 1 会議室)	T + 2 の実施日案について報告
3/18 (金) 16:00	第 19 回WG (第 1 会議室)	T + 2 実施日案について決定
3/22 (火) ~25 (金)	証券受渡・決済制度改革懇談会 証券決済制度改革推進会議 【書面による合同会議】	T + 2 実施日案について 3/22 に付議し、3/25 までを目途に過半数の了承を得ることを想定